



The  
Building  
Center  
of  
Japan

BR住-505-04  
平成13年12月10日制定  
平成20年 1月10日改訂  
平成23年 4月 1日改訂  
平成23年11月 2日改訂

# 低層建築物等の建築基準法施行規則 第1条の3第1項性能評価 申請要領



一般財団法人**日本建築センター**  
The Building Center of Japan

---

評定部 住宅課

## 目 次

1. 申請の対象	-----	1
2. 申請の分類等	-----	2
3. 申請に必要な図書等	-----	4
4. 事前打ち合わせから性能評価書発行までの 標準的な事務手続きフロー	-----	5

# 1. 申請の対象

本要領は、建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号イ、同号ロ（1）及び同号ロ（2）の認定（建築物又はその部分（以下「建築物等」という。）のうち、階数が3以下の建築物（以下「低層建築物等」という。）で、建築基準法（以下「法」という。）第20条第二号に規定する構造方法に該当しない建築物等（法第68条の26の構造方法等の認定が必要なものはその認定を受けたものに限る。）に係るもので、当該認定に係る構造の建築物等について、施行規則第1条の3第1項第一号イ、同号ロ（1）及び同号ロ（2）の規定に基づき、確認申請書に添える図書から除くものとして、同号イに規定する表一の（は）項に掲げる図書、同号ロ（1）に規定する表二の（一）項の（ろ）欄に掲げる図書及び表五の（三）項の（ろ）欄に掲げる図書並びに同号ロ（2）の規定に基づき、表三の各項の（ろ）欄及び表五の（二）項の（ろ）欄に掲げる構造計算書並びに表三の各項の（ろ）欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるものに代えるものとして、当該構造であることを確かめることができる構造計算の計算書を指定するものに限る。）に係る性能評価を申請する案件に適用するものです。

## 1.1 審査対象案件

審査対象案件は、次の種類の建築物とします。

- (1) 建築物（地下室又は地下車庫を有するものを除く。）
- (2) 鉄筋コンクリート造の地下室を有する建築物
- (3) 鉄筋コンクリート造の地下車庫を有する建築物
- (4) 上記以外の建築物

## 1.2 審査対象要件

申請にあたっては、審査対象案件に対して、次の要件を満たす設計仕様書が作成されていることを要件とします。

- (1) 適用範囲が限定されていること。
- (2) 構造耐力上主要な部分に使用する部材の材質、規格、形状及び寸法が全て特定されていること。
- (3) 平面計画及び立面計画について、確認申請図書との照合が容易に行えるものであること。
- (4) 軸組、耐力壁及び小屋組等の配置ルール並びにそれらに用いる部材の組み合わせルールが明確に定められていること。

## 1.3 審査対象委員会

審査委員会により、1.1 審査対象案件が分類されます。

審査委員会	審査対象案件	担当部署
木質系住宅構造審査委員会	(1), (2), (3), (4)	住宅課
鉄鋼系住宅構造審査委員会	(1), (2), (3), (4)	
コンクリート系住宅構造審査委員会	(1), (2), (3), (4)	
建築物型式認定委員会 (自走式自動車車庫)	(1)	

## 2. 申請の分類等

(1) 性能評価の申請の分類は、構造種別により分類して下さい。

① 構造種別による分類

- (例) 木質系
- 鉄鋼系
- コンクリート系

(2) 性能評価の申請の分類は、「構造種別」による分類をした後、「建築物の種類」により分類して下さい。なお、例えば、「建築物（地下室又は地下車庫を有するものを除く。）」と「鉄筋コンクリート造の地下室を有する建築物」を申請する場合は、2件の性能評価申請となります。

① 建築物の種類による分類

- (例) 建築物（地下室又は地下車庫を有するものを除く。）
- 鉄筋コンクリート造の地下室を有する建築物
- 鉄筋コンクリート造の地下車庫を有する建築物

(3) 性能評価の申請の分類は、「構造種別」及び「建築物の種類」による分類をした後、構造形式及び基本モジュールにより分類して下さい。

① 構造形式による分類

- (例) ラーメン構造
- 軸組構造（ブレース構造含む）
- ユニット構造

② 基本モジュールによる分類

- (例) 910 mm
- 1,000 mm

(4) 性能評価の申請の区分は、階数及び構造計算に用いる荷重、外力等の組合せによる必要壁量表等の種類により区分して下さい。これは、個々の建築確認申請においては、建設地等の適用条件により性能評価区分が決まり、その区分に対して建築主事の内容照合等の判断が必要とされるため、以下のとおり性能評価を区分していただきます。なお、階数及び構造計算に用いる荷重、外力等による区分は以下の方法によることとし、組合せは、申請者が自由に選択することができます。組合せが1区分となり、1件の性能評価の申請となります。

ただし、申請に係る建築物等の構造計算を階数及び構造計算に用いる荷重、外力等によらず、適切に場合分けして行う場合には、当該場合分けにより区分することができます。その場合は、その場合分けにより区分したものが1つの性能評価の申請とすることができます。例えば、個別の建築確認申請毎に簡易計算書（構造計算チェックリスト）を添付する等です。なお、この場合構造計算ルート（許容応力度計算（ルート1）、許容応力度等計算（ルート2）、保有水平耐力計算（ルート3）、限界耐力計算、等）により区分して下さい。

① 階数による区分

- (例) 平家
- 2階建て（小屋裏利用2階建てを含む）
- 3階建て（小屋裏利用3階建てを含む）

② 積載荷重による区分

- (例) 1800N/m<sup>2</sup>以下（1階2900N/m<sup>2</sup>以下）
- 2900N/m<sup>2</sup>以下

③ 積雪荷重（垂直積雪量及び積雪の単位荷重の組合せ）による区分

- (例) 100cm以下（20N/cm/m<sup>2</sup>）

100cm 以下 (30N/cm/m<sup>2</sup>)

200cm 以下 (30N/cm/m<sup>2</sup>)

④速度圧 (基準風速 (V<sub>0</sub>) 及び地表面粗度区分の組合せ) による区分

(例) 38m/s 以下 (Ⅱ (Ⅲ・Ⅳを含む))

30m/s 以下 (Ⅲ (Ⅳを含む))

38m/s 以下 (Ⅲ (Ⅳを含む))

46m/s 以下 (Ⅳ)

⑤地震地域係数 (Z) による区分

(例) 1.0 (1.0 以下を含む)

0.7

(注意) 申請した適用条件以外の適用条件の地域、用途に建設する場合、安全側の適用条件の性能評価とすることができます。

例えば、地震地域係数 0.8 の地域に建設する場合、地震地域係数 1.0 の性能評価を選択することができます。

■階数及び構造計算に用いる荷重、外力等の組合せ

(必要壁量表等の種類及び組合せの数) (例)

階数	・地震地域係数	・	速度圧	・	積雪荷重	・	積載荷重
平家	・ 1.0	・	40m/s (Ⅲ)	・	100cm (20N/cm/m <sup>2</sup> )	・	1800N/m <sup>2</sup>
2階建て	・ 1.0	・	36m/s (Ⅲ)	・	100cm (20N/cm/m <sup>2</sup> )	・	1800N/m <sup>2</sup>
2階建て	・ 1.0	・	40m/s (Ⅱ)	・	100cm (20N/cm/m <sup>2</sup> )	・	1800N/m <sup>2</sup>
平家	・ 1.0	・	36m/s (Ⅲ)	・	200cm (30N/cm/m <sup>2</sup> )	・	1800N/m <sup>2</sup>
2階建て	・ 1.0	・	32m/s (Ⅲ)	・	100cm (30N/cm/m <sup>2</sup> )	・	1800N/m <sup>2</sup>

(5) その他

性能評価申請の区分においては、以下の適用条件による小屋組のスパン表及び基礎断面リスト等により明記して下さい。小屋組のスパン表及び基礎断面リスト等による性能評価の区分は行いませんが、下記の適用条件を確認する必要があります。(ただし、基礎等の構造設計要領を規定し基礎等を図書省略の対象としない場合は、基礎断面リストは不要です。また小屋組を図書省略の対象とする場合は、区分の対象となります。)

適用条件の明記は以下の方法によることとし、申請者が選択することができます。

また、積雪荷重 (垂直積雪量及び積雪の単位荷重の組合せ) は、(4)③による適用条件と異なっても結構です。

①積雪荷重 (垂直積雪量及び積雪の単位荷重の組合せ)

※(4)③の設計条件と異なることも可。

(例) 50cm 以下 (20N/cm/m<sup>2</sup>)

100cm 以下 (30N/cm/m<sup>2</sup>)

150cm 以下 (30N/cm/m<sup>2</sup>)

②地盤の長期地耐力

(例) 30kN / m<sup>2</sup> 以上

50kN / m<sup>2</sup> 以上

(注意) 1) 申請した適用条件以外の適用条件の地域に建設する場合、安全側の適用条件の性能評価とすることができます。

例えば、地盤の長期地耐力 70kN / m<sup>2</sup> の地域に建設する場合、地盤の長期地耐力 50kN / m<sup>2</sup> の性能評価を選択することができます。

2) 基礎等の構造設計要領を規定し基礎等を図書省略の対象としない場合は、基礎断面リスト等が不要となりますが、構造計算チェックリストに架構と基礎の境界条件を明示していただくこととなります。この場合、基礎の設計については、建築確認申請時の確認となります。

### 3. 申請に必要な図書等

申請に必要な提出図書等の内容、提出部数及び提出期日は下表のとおりです。事前に、担当職員にご連絡の上、郵送していただいても結構です。

提出図書等	提出図書等の内容	提出部数	提出期日
①性能評価申請書	・性能評価申請書(様式BF01-01)に必要事項を記入したもの ・各型式毎に1枚	1部	審査委員会受付の1週間前まで
②性能評価用提出図書	・「性能評価用提出図書作成要領」参照	1部	
③審査委員会受付用資料	・②提出図書の抜粋 ・事務局との打合せにより必要箇所を抜粋して作成して下さい。	※1	審査委員会受付の前日まで
②性能評価用提出図書	・②と同じもの	2部	部会当日
④指摘事項回答書及び追加資料	・前回の指摘事項回答書(様式BF50-06)	3部	
⑤審査委員会報告用資料	・②提出図書の抜粋 ・担当評価員の指示により必要箇所を抜粋して作成して下さい。	※1	審査委員会報告の前日まで
⑥性能評価書に用いる別添	・②提出図書の「2.1、2.2」 ・審査委員会及び部会における指摘等により訂正されたもの	1部	審査委員会終了の翌日以降
⑦図書最終版	・別紙1 参照 ・2分冊を1冊とする。 ・指摘事項回答書も含む。	2部	各審査委員会終了後

※1 各委員会で部数が異なりますので、担当職員までご確認ください。

## 4. 事前打ち合わせから性能評価書発行までの標準的な事務手続きフロー

### I. 事前打合せ

#### 1. 事前打合せ

(1) 事前打合せから性能評価書発行までの手順、審査スケジュール、性能評価用提出図書（以下、「提出図書」という。）及び部数、その他不明な点については、評定部担当職員（以下、「担当職員」という）と事前に打合せを行って下さい。

(2) 提出図書の作成については、別途定める「提出図書作成要領」をご覧ください。

提出部数等については、本要領の「3. 申請に必要な図書等」をご覧ください。

(3) 申請に際しましては、本要領の他に以下の書類を必ずご覧ください

- ① 性能評価業務規程（BR-01）
- ② 性能評価業務約款（BR-505）
- ③ 手数料一覧表（BR-510）
- ④ 業務方法書（BR共-02、BR共-03、BR共-04）

#### 2. 申請受付の締切

本申請受付は、原則として毎月1回行っています。申請受付の締切日は、審査委員会の1週間前（1週間前が祝祭日の場合はその前日）になっております。

審査委員会の日程については、下記により担当職員にお問い合わせいただくか、ホームページアドレスにアクセスして下さい。

#### 3. 問い合わせ先

(財)日本建築センター評定部住宅課

TEL：03-5283-0467 FAX：03-5281-2823

URL：http://www.bcj.or.jp/c12\_rating/bizunit/standard/standard01.html

### II. 申請受付

#### 1. 申請受付

(1) 性能評価申請者は、申請受付締切日の業務終了時刻までに、以下の申請図書等を担当職員まで提出して下さい。（担当職員と事前打合せを行っている場合は、連絡の上、郵送可。）

- ① 性能評価申請書（BF01-01）・・・1部
- ② 性能評価用提出図書・・・1部

(2) 担当職員は、提出図書について以下の事項の確認を行い、不備がないときは受付を致します。

- ① 申請案件が、本要領の申請の対象に該当するものであること。
- ② 申請書に必要事項がすべて記載されており、申請内容が明白になっていること。
- ③ 提出図書作成要領において要求している提出図書が全て整っており、かつ記載事項に漏れがないこと。

担当職員受付後、審査委員会前日の業務終了時刻までに、以下の資料を担当職員まで提出して下さい。（担当職員に連絡



**III. 審査委員会  
における受理**

**IV. 書類審査**

の上、郵送可。)

**① 審査委員会受付用資料**

(3) 提出図書に不備等を認めたときは、担当職員の指定する日までに補正していただいた後、再び(2)の確認を行います。

(4) 提出図書の不備等について補正の余地がないと判断したときは、不受理通知書を発行し提出図書等を返却いたします。

(5) 技術的な判断を必要とするため、担当職員が(2)の確認ができない場合は、審査委員会に諮った後、その確認を行います。

**2. 審査委員会における受付ヒアリング**

審査委員会において、当日ヒアリングを実施させていただく場合があります。ヒアリングの有無及び予定時間については、申請受付締切後、審査委員会の3日前までに電子メール等にて申請書記載の連絡先宛へご連絡します。申請内容によっては、審査委員会委員長と相談の上、担当職員が代わりに審査委員会にて説明を行う場合もあります。

**1. 審査委員会における受理**

担当職員は、提出図書に基づき、申請内容を審査委員会に諮ります。

審査委員会において、ヒアリングを行う案件は、委員会提出資料に基づき概要説明(説明: 15分程度、質疑応答: 15分程度)を行っていただきます。その際の指摘事項については、指摘事項回答書(BF50-06)に記録し、書類審査(部会)の際に提出して下さい。

審査委員会は、申請内容を聴取した上で受理の可否を判断し、受理されましたら担当評価員を決定し部会を構成します。

また、IIの1.(5)に該当する案件については、審査委員会に諮り、受理するかどうかの審査を行います。

**2. 審査委員会受理の結果連絡**

受理の可否、担当評価員及び部会日程等は、審査委員会後に電子メール等により申請書記載の連絡先宛へご連絡致します。

受理されましたら別途、承諾書又は性能評価申請書に承諾印を押印したものの写しを交付致します。

**3. 手数料の請求**

申請の受理後、手数料の請求書を発行致しますので、当財団が指定する支払期日までにお支払い下さい。

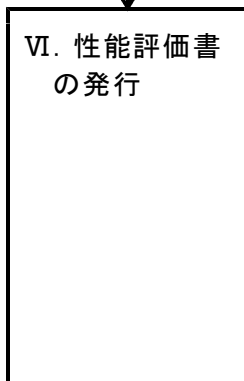
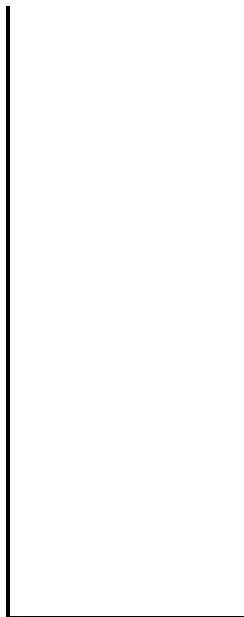
手数料が支払期日まで振込まれない場合は、契約が解除される場合がございますので、ご了承下さい。

**1. 部会による書類審査**

(1) 申請案件の部会は、2名以上の担当評価員により審査されます。

(2) 部会当日は、提出図書を2部(担当委員用。ただし、初回部会開催時のみ。)、指摘事項回答書及び追加資料を各3部(担当評価員+担当職員用)をご提出下さい。





(3) 申請者は、部会において、提出図書に基づき詳細な説明を行っていただき、問題点が全て解決されるまで行われます。部会において問題点が解決された案件については、担当評価員より最も近い時期に開催される審査委員会に審議内容の報告が行われます。

## 2. 審査における留意事項

(1) 正当な理由により審査期間を延期する場合、業務期日延期の延期依頼書 (BF50-07) を提出していただきます。

(2) 審査は、技術指導を行うものではありませんので、申請者側の対応等により、審査期間内 (受付を承諾した日より6ヶ月) に審査が終了しない場合、性能評価をしない旨の通知書 (BF50-05) を発行し、審査を打ち切る場合がございます。

## 3. 審査取り下げ

申請者の都合により審査期間中に申請を取り下げの場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届 (BF02-06) を担当職員に提出して下さい。

## 1. 審査委員会報告

部会での審査が終了した後、審査委員会において最終的な審議を行い、適否を判断します。審査委員会においては、担当評価員により報告が行われます。

その際に必要となる以下の資料を、審査委員会前日の業務終了時刻までに、担当職員まで提出して下さい。(郵送可。)

① 審査委員会報告用資料

## 2. 審査委員会報告の結果連絡

審査委員会における報告の結果及び後の手続きについては、審査委員会報告後に電子メール等にて担当職員より申請書記載の連絡先宛へご連絡致します。

委員会において報告が了承されましたら、性能評価書が作成されます。

性能評価書の作成にあたり、部会、委員会における指摘等により訂正された提出図書の「2.1」、「2.2」を担当職員へ提出して下さい。

## 1. 性能評価書の発行

審査委員会及び各部会における指摘事項等により訂正された審査資料を整備した図書最終版 (別紙1参照、指摘事項回答書も含む) を2部作成し、担当職員にご提出下さい。

図書最終版は、担当職員において内容確認を行い、1部は確認印を押印しご返却致します。残りの1部は当財団において保管させていただきますのでご了承下さい。

原則として、上記の図書最終版の提出と引き換えに、性能評価書を発行致します。

建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の概要について

条文<構造方法等に関する技術的基準>	表一（は）項	表二（1）項
施行令第 3 6 条第 2 項第一号 <令第 1 節から第 7 節の 2 までの規定（仕様規定）に適合する構造方法>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎伏図</li> <li>・各階床伏図</li> <li>・小屋伏図</li> </ul>	/
施行令第 3 6 条第 2 項第二号 <仕様規定のうち耐久性等関係規定に適合し、限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめられることができる計算手法として国土交通大臣が定めた構造計算により安全性が確かめられた構造方法>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎伏図</li> <li>・各階床伏図</li> <li>・小屋伏図</li> </ul>	令第 8 2 条の 6 に規定する限界耐力計算の構造計算書又は令第 8 1 条第 1 項ただし書きに規定する構造計算（国土交通大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして指定したものに限る。）の計算書

条文<構造方法等に関する技術的基準>	表一（は）項	表二（2）項
施行令第 3 6 条第 3 項第一号 <仕様規定に適合し、許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめられることができる計算手法として国土交通大臣が定めた構造計算により安全性が確かめられた構造方法>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎伏図</li> <li>・各階床伏図</li> <li>・小屋伏図</li> </ul>	<p>次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める事項を記載した構造計算書又は令第 8 1 条第 1 項ただし書に規定する構造計算の計算書</p> <p>一 令第 8 2 条の 2 に規定する特定建築物以外の建築物 建築物の概要、構造計画、応力算定及び断面算定</p> <p>二 特定建築物で高さが 3 1 m 以下のもの 建築物の概要、構造計画、応力算定、断面算定並びに令第 8 2 条の 2 に規定する構造計算及び令第 8 2 条の 3 又は令第 8 2 条の 4 に規定する構造計算</p> <p>三 特定建築物で高さが 3 1 m を超えるのもの 建築物の概要、構造計画、応力算定、断面算定並びに令第 8 2 条の 2 及び令第 8 2 条の 4 に規定する構造計算</p>

条文<構造方法等に関する技術的基準>	表一（は）項	表二（２）項
施行令第３６条第３項第二号 <仕様規定のうち耐久性等関係規定に適合し、限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめられることができる計算手法として国土交通大臣が定めた構造計算により安全性が確かめられた構造方法>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎伏図</li> <li>・各階床伏図</li> <li>・小屋伏図</li> </ul>	令第８２条の６に規定する限界耐力計算の構造計算書又は令第８１条第１項ただし書きに規定する構造計算（国土交通大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限る。）の計算書

	表３（い）項	表３（ろ）項
(1)	令第３８条第４項、令第４３条第１項ただし書若しくは第２項ただし書、令第４６条第２項第一号ハ、同条第３項、令第４８条第１項第二号ただし書、令第５１条第１項ただし書、令第６２条の８ただし書、令第６９条、令第７３条第５項、令第７７条ただし書、令第７７条の２第１項ただし書若しくは第２項ただし書、令第７８条ただし書又は令７８条の２第１項第三号の構造計算をした建築物	(い) 欄に掲げる規定にそれぞれ規定する構造計算をした際の計算書
(3)	令第７０条に規定する国土交通大臣が定める場合に該当しないとする建築物	１の柱のみの加熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれのあるものではないことを証する図書